

特集

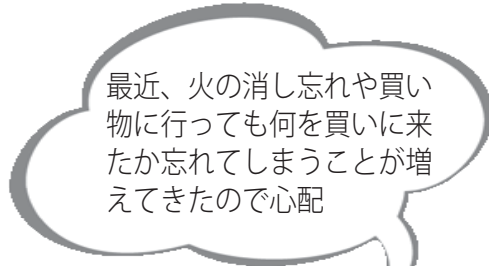
成年後見センター開設

市では、市民の皆さんが安心して生活できるように成年後見センターを開設し、成年後見制度の相談を受け付けます。

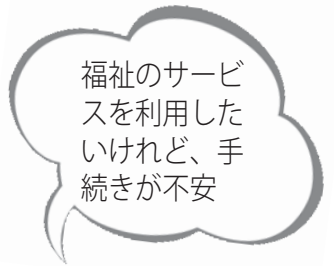
こんな心配や不安事はありませんか？

例えば…

- 制度の利用について
 - 成年後見制度について詳しく知りたい
- 契約について
 - 施設の入所など一人で考えたり決めたりすることが不安
- 財産について
 - 悪質な訪問販売などにだまされそうで心配
- 将来について
 - 障がいのある子どもの将来が心配



最近、火の消し忘れや買い物に行っても何を買いに来たか忘れてしまうことが増えてきたので心配



福祉のサービスを利用したいけれど、手続きが不安



成年後見制度とは

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方を支援するために、家庭裁判所から選任された成年後見人がその方の意思を尊重しながら、自分らしい生活が送れるようにお手伝いする制度です。



成年後見センター
専門員 今隆志さん

気軽に相談してください

物忘れがあり、自分でお金の管理ができない方、身寄りがなく一人で生活することに不安がある高齢の方、障がいのある方やその家族、どなたでも相談できます。

制度の名前は難しいですが、専門スタッフが分かりやすく丁寧に説明します。電話相談のほか、窓口に来られない場合は訪問もします。ぜひ、センターを活用してください。



成年後見センターは、こんなお手伝いをします

相談支援

判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困り事の相談に応じます。成年後見制度の利用だけで解決が難しい問題は、適切な専門機関などを紹介します。

申し立て手続きのアドバイス

成年後見制度の利用が必要な方やその家族、親族、関係機関の皆さんに対し、申立書類作成のアドバイスや必要に応じ、札幌家庭裁判所への申し立てに同行します。

市民後見人の養成

成年後見制度では、地域における身近な支援の担い手として、市民後見人の活躍が期待されています。成年後見センターでも市民後見人を養成します。

法人後見事業 (社会福祉協議会独自事業)

家族や親族がなく成年後見人になる方がいない場合や、申立人がおらず市長申し立てを利用する方に対し、札幌家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が成年後見人になり、長期的・安定的な支援を提供します。

普及啓発

地域の皆さんに成年後見制度を知ってもらうために、講演会や講座を行います。



講師 神田織音さん

成年後見センター開設記念事業

入場
無料

講談で学ぶ成年後見制度
「認知症の老姉妹を食い物に」
ほか3話

7月14日(木)

午後1時30分～3時30分
(開場午後1時)

芸術文化ホール

*直接、会場に来てください。

平成18年に横浜市社会福祉協議会と協働で、成年後見制度を講談で紹介しています。以後、全国各地で「成年後見講談」を実施し、好評を得ています。



問合せ 高齢者支援課 (☎372-3311・内線811)

〈相談連絡先〉

成年後見センター

北進町1丁目5-2 福祉センター内

☎378~4285

受付日時 午前8時45分～午後5時15分
(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

*成年後見センターは、市が社会福祉協議会に委託し運営しています。